

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(前日)が(休日)に  
たるとは、(その)  
翌日

## 目 次

- ◇ 告 示 昭和六十二年鳥取県一般会計補正予算(財政課)  
昭和六十二年鳥取県一般会計補正予算等(〃)  
昭和六十三年鳥取県一般会計予算等(〃)

## 告 示

### 鳥取県告示五百五十九号

昭和六十三年二月十日専決処分した昭和六十二年鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和六十三年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 昭和62年度鳥取県一般会計補正予算

昭和62年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,087,202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295,701,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地方交付税	1 地方交付税	千円 86,609,047	千円 32,935	千円 86,641,982
			32,935	86,641,982
5 分担金及び負担金	2 負担金	4,876,499	△ 7,727	4,868,772
		3,401,045	△ 7,727	3,393,318

7 国庫支出金	1 国庫負担金	86,082,749	1,468,595	87,551,344
	2 国庫補助金	30,132,668	776,004	30,908,672
12 諸 收 入	5 受託事業収入	55,204,310	692,591	55,896,901
	8 雑 入	26,958,710	527,399	27,486,109
	1 県 債	649,097	527,377	1,176,474
13 県 債	8 雑 入	2,376,365	22	2,376,387
	1 県 債	38,811,994	66,000	38,877,994
歳 入 合 計		293,614,482	2,087,202	295,701,684
歳 出				
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	千円 66,607,846	千円 1,204,837	千円 67,812,683
	3 河川海岸費	29,609,959	△ 2,300	29,607,659
	11 災害復旧費	21,407,461	1,207,137	22,614,598
	1 農林水産施設災害復旧費	22,125,916	882,365	23,008,281
11 災害復旧費				4,867,687
11 災害復旧費				327,834

第2表 繰越明許費

歳 出 合 計	2 土木施設災害復旧費	17,258,229	554,531	17,812,760
	計	293,614,482	2,087,202	295,701,684
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	単県道路改良事業費	37,818	
		道路等災害関連事業費	81,340	
	3 河川海岸費	河川改修事業費	25,530	
		河川災害関連事業費	442,668	
		河川災害復旧助成事業費	576,200	
	市町村受託事業費	砂防災害関連事業費	308,020	
		市町村受託事業費	474,951	
		62年建設災害復旧費	4,698,297	
	11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	8,221	
	計		6,648,045	

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額 千円	起債の利率 方法	限 度 額 千円	起債の利率 方法
道路新設改良費	2,705,000	%	2,703,000	%
河川改良費	4,341,000		4,625,000	
砂 防 費	3,338,000		3,360,000	
建設災害復旧費	5,232,000		5,011,000	
耕地災害復旧費	24,000		7,000	
計	38,811,994		38,817,994	

鳥取県告示第五百六十号

昭和六十三年二月定例県議会で三月十日議決された昭和六十二年鳥取県一般会計補正予算、昭和六十二年鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、昭和六十二年鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和六十二年鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和六十二年鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、昭和六十二年鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和六十二年鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和六十二年鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算、昭和六十二年鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会

計補正予算、昭和六十二年鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算、昭和六十二年鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算、昭和六十二年鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算、昭和六十二年鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、昭和六十二年鳥取県電気事業会計補正予算、昭和六十二年鳥取県営工業用水道事業会計補正予算、昭和六十二年鳥取県営埋立事業会計補正予算、昭和六十二年鳥取県営観光施設事業会計補正予算及び昭和六十二年鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和六十三年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和62年度鳥取県一般会計補正予算

昭和62年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,504,225千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294,137,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(総統費の補正)

第2条 総統費の変更は、「第2表総統費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税	1 県 民 税	10,172,851	583,063	10,755,914
	2 事 業 税	9,543,613	2,631,221	12,174,834
	3 不動産取得税	1,674,002	△ 1,648	1,672,354
	4 県たばこ消費 税	1,571,024	37,094	1,608,118
	5 娯楽施設利用 税	403,070	31,073	434,143
	6 料理飲食等消 費税	3,204,465	55,617	3,260,082
	7 自動車税	5,055,227	27,048	5,082,275
	8 釅 区 税	3,106	△ 257	2,849
	9 狩猟者登録税	16,343	278	16,621

3 地方交付税	10 自動車取得税	1,777,812	197,231	1,975,043
	11 軽油引取税	2,871,632	445,538	3,317,170
	12 入 猟 税	12,082	84	12,166
5 分担金及び負担金	1 地方交付税	86,641,982	3,004,845	89,646,827
	1 分 担 金	1,475,454	10,164	1,485,618
	2 負 担 金	3,393,318	14,649	3,407,967
6 使用料及び手数料	1 使 用 料	3,515,165	△ 114,935	3,400,230
	2 手 数 料	830,426	16,880	907,306
	7 国庫支出金	87,551,344	△ 1,908,427	85,642,917
7 国庫補助金	1 国庫負担金	30,908,672	67,773	30,976,445
	2 国庫補助金	55,896,901	△ 1,981,545	53,915,356
	3 委 託 金	745,771	5,345	751,116
8 財産収入	2,469,652	△ 93,591	2,376,061	

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
9 寄 附 金	1 寄 附 金	91,660	2,193	93,853									
	2 財産売却収入	1,879,941	△ 97,841	1,782,100									
10 繰 入 金	1 特別会計繰入 金	705,534	55,151	760,685									
	2 基金繰入金	3,052,978	△ 2,500,000	552,978									
12 諸 収 入	2 泉預金利子	124,721	57,927	182,648									
	3 公営企業貸付 金元利収入	2,387,018	△ 536,621	1,850,397									
	4 貸付金元利収 入	20,626,532	△ 2,835,108	17,791,424									
	5 受託事業収入	1,176,474	△ 36,255	1,140,219									
	6 収益事業収入	708,339	28,032	736,371									
13 県 債	8 雑 入	2,376,387	△ 23,132	2,353,255									
	1 県 債	38,877,994	△ 712,339	38,165,655									
		38,877,994	△ 712,339	38,165,655									

  

歳 入 合 計		295,701,684	△ 1,564,225	294,137,459
歳 出	1 議 会 費	766,014	△ 17,125	748,889
	1 議 会 費	766,014	△ 17,125	748,889
2 総 務 費	1 総務管理費	9,216,834	3,736,748	12,953,582
	2 企 画 費	1,389,519	△ 42,594	1,346,925
	3 徴 税 費	1,625,731	6,759	1,632,490
	4 市町村振興費	513,940	11,345	525,285
	5 選 挙 費	216,388	△ 17,123	199,215
	6 防 災 費	150,717	△ 3,696	147,021
	7 統計調査費	254,654	△ 3,749	250,905
	8 人事委員会費	103,935	△ 7,162	96,773
	9 監査委員費	109,911	△ 85	109,826
3 民 生 費	17,160,324	△ 433,928	16,726,396	

4 衛生費	1 社会福祉費	8,787,333	△ 265,600	8,521,733
	2 児童福祉費	5,783,908	△ 47,906	5,736,002
	3 生活保護費	2,557,160	△ 114,742	2,442,418
	4 災害救助費	31,923	△ 5,680	26,243
5 労働費	1 公衆衛生費	8,493,909	△ 573,736	7,920,173
	2 環境衛生費	2,234,197	△ 143,495	2,090,702
	3 環境衛生費	571,456	2,006	573,462
	4 医薬費	4,308,809	△ 432,247	3,876,562
6 農林水産業費	1 労働費	1,175,295	△ 66,740	1,108,555
	2 職業訓練費	332,400	△ 3,318	329,082
	3 失業対策費	549,730	△ 52,091	497,639
	4 労働委員会費	195,431	△ 7,633	187,798
7 商工費	1 労働委員会費	97,734	△ 3,698	94,036
	2 農業費	45,505,516	△ 1,143,768	44,361,748
	3 畜産業費	9,942,631	△ 1,212,937	8,729,694
	4 畜産業費	2,740,917	356,015	3,096,932
8 土木費	3 農地費	18,616,424	△ 538,140	18,078,284
	4 林業費	9,508,883	335,302	9,844,185
	5 水産業費	4,636,661	△ 84,008	4,612,653
	6 住宅費	21,873,890	△ 2,138,201	19,735,689
9 警察費	1 商業費	10,504,386	△ 26,742	10,477,644
	2 工鉱業費	10,977,565	△ 1,986,889	8,990,676
	3 観光費	391,939	△ 124,570	267,369
	4 土木管理費	67,812,683	△ 952,863	66,859,820
9 警察費	1 土木管理費	367,524	△ 9,061	358,463
	2 道路橋りょう費	29,607,659	△ 204,617	29,403,042
	3 河川海岸費	22,614,598	△ 331,772	22,282,826
	4 港湾費	6,732,607	△ 291,304	6,441,303
9 警察費	5 都市計画費	5,420,062	176,962	5,597,024
	6 住宅費	3,070,233	△ 293,071	2,777,162
	1 警察管理費	11,462,679	△ 95,603	11,367,076
	1 警察管理費	10,110,781	△ 97,685	10,013,096

10 教育費	2 警察活動費	1,351,898	2,082	1,353,980
		53,717,173	△ 107,120	53,610,053
	1 教育総務費	3,063,454	△ 338	3,063,121
	2 小学校費	19,045,328	301,296	19,346,624
	3 中学校費	10,660,707	60,388	10,721,095
	4 高等学校費	15,955,142	△ 354,002	15,601,140
	5 特殊学校費	2,965,716	△ 28,440	2,937,276
11 災害復旧費	6 社会教育費	1,296,654	△ 45,603	1,251,051
	7 保健体育費	730,172	△ 40,426	689,746
		23,008,281	△ 93,081	22,915,200
	1 農林水産施設災害復旧費	5,195,521	△ 194,374	5,001,147
12 公債費	2 土木施設災害復旧費	17,812,760	101,293	17,914,053
	1 公債費	29,563,835	△ 541,799	29,022,036
13 諸支出金	1 公債費	29,563,835	△ 541,799	29,022,036
	1 公債費	1,480,506	919,296	2,399,802
	1 公営企業支出金	159,433	757,600	917,033

歳 出 合 計	2 娯楽施設利用税交付金	138,828	14,821	153,649
	3 自動車取得税交付金	1,182,245	146,875	1,329,120
	計	295,701,684	△ 1,564,225	294,137,459

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前		補 正 後	
			総 額	年 割 額	総 額	年 割 額
10 教育費	4 高等学校費	米子西高等学校整備費	8,051,600	1,242,320	8,047,830	1,242,320
			60	1,719,100	61	1,719,100
			62	90,180	62	86,410
			61	333,200	61	333,200
		鳥取商業高等学校整備費	916,290	583,090	912,593	579,393
			61	62	61	62

第3表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	一般財産管理費	17,820
3 民生費	1 社会福祉費	施設福祉推進費	10,179

4 衛生費	2 環境衛生費	公園等施設整備事業費	8,360	児童福祉費	2 児童福祉費	小児療育センター整備事業費	18,089
	6 農林水産業費	2 畜産業費	42,890		4 林業費	2 畜産業費	公社営畜産基地建設事業費
7 商工費	2 工業業費	林道開設事業費	23,986	土木費	2 道路橋りょう費	林業地域総合整備事業費	27,172
		積雪寒冷対策道路事業費	10,500			積雪寒冷対策道路事業費	79,120
8 土木費	3 河川海岸費	砂防維持修繕費	3,220	8 土木費	2 河川海岸費	橋りょう架換事業費	132,200
		河川改良事業費	362,830			道路改良事業費	132,200
		通常砂防事業費	77,960			地すべり対策事業費	8,400
		急傾斜地崩壊対策事業費	12,000			雪崩対策事業費	11,800
		河川総合開発事業費	52,895			河川総合開発事業費	52,895
変 更							
計							
10 教育費		4 高等学校費	476,256	単県急傾斜地崩壊対策事業費		6,710	
11 災害復旧費		1 農林水産施設災害復旧費	2,317,016	災害関連緊急砂防等事業費		68,100	
		2 土木施設災害復旧費	16,149	街路事業費		105,600	
		62年建設災害復旧費	31,700	公営住宅建設事業費		137,710	
		62年港湾災害復旧費	4,099,380	産業教育振興費		476,256	
8 土木費		2 道路橋りょう費	37,818	補正前		308,020	316,420
		3 河川海岸費	474,951	補正後		492,551	
		単県道路改良事業費	51,398				
		市町村受託事業費					
		砂防災害関連事業費					



11 災害復旧費	2 土木施設災害 復旧費	62年建設災害復旧 費	4,698,297	5,669,222
計			5,519,086	6,529,591

第4表 債務負担行為補正

追 加	事 項	期 間	限 度	額
	米子崎津地区中核工業団 地造成事業の用地購入費	昭和62年度から 昭和63年度まで		千円 115,774

変 更

補 正 前		補 正 後	
事 項	期 間	限 度	額
中小企業設備 に関する損失補償	昭和62年度 から昭和74 年度まで	財団法人鳥取県 中小企業が中 小企業者等助 成法(昭和31 年)第115号 に基づいて貸 付する金額 450,000円 の45パーセン トに相当する 金額とし、与 当に権限を有 する生利金	千円 115,774
中小企業設備 に関する損失補償	昭和62年度 から昭和74 年度まで	財団法人鳥取県 中小企業が中 小企業者等助 成法(昭和31 年)第115号 に基づいて貸 付する金額 500,000円 の45パーセン トに相当する 金額とし、与 当に権限を有 する生利金	千円 115,774

第5表 地方債補正

農地防災事業 費	昭和62年度 から昭和63 年度まで	20,000 費	農地防災事業 費	昭和62年度 から昭和63 年度まで	20,950
-------------	--------------------------	-------------	-------------	--------------------------	--------

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債 の利率 の法 法	限度額 千円	起債の方法 利率 償還の方法
土地改良費	3,079,000	%	3,067,000	%
開墾及び開拓事 業費	146,000		154,000	
農地防災事業費	80,000		86,000	
漁港建設費	1,050,000		1,053,000	
道路橋りよう総 務費	688,000		679,000	
道路新設改良費	2,703,000		3,572,000	
道路維持費	925,000		970,000	
橋りよう新設改 良費	248,000		477,000	
河川総務費	219,000		253,000	
河川改良費	4,625,000		4,064,000	
海岸保全費	188,000		186,000	



計	38,877,994	/	/	/	/	/	/
計	38,165,655	/	/	/	/	/	/

昭和62年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

昭和62年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,417千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ870,824千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	
1 事業収入	1 用品調達事業収入	796,836	70,604	867,440
	2 自動車管理事業収入	503,858	96,997	600,855
	3 集中管理事業収入	7,730	2,000	5,730
		285,248	△ 24,393	260,855
2 繰越金		1,571	1,813	3,384

歳 入	1 繰越金	1,571	1,813	3,384
	合 計	798,407	72,417	870,824

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	
1 事業費	1 用品調達事業費	791,333	66,765	858,098
	2 自動車管理事業費	498,654	93,158	591,812
	3 集中管理事業費	7,731	2,000	5,731
		284,948	△ 24,393	260,555
2 諸支出金		7,074	5,652	12,726
		7,074	5,652	12,726
歳 出	合 計	798,407	72,417	870,824

昭和62年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

昭和62年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263,849千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,339,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 3,043,026	千円 266,542	千円 3,309,568
	1 証紙収入	3,043,026	266,542	3,309,568
2 繰越金		32,317	△ 2,693	29,624
	1 繰越金	32,317	△ 2,693	29,624
歳入	合計	3,075,343	263,849	3,339,192

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰出金		千円 3,033,820	千円 237,831	千円 3,271,651
	1 一般会計繰出金	3,033,820	237,831	3,271,651
3 予備費		41,522	26,018	67,540
	1 予備費	41,522	26,018	67,540
歳出	合計	3,075,343	263,849	3,339,192

昭和62年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算  
昭和62年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 122,381千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,021,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 34,328	千円 12,890	千円 47,218
	1 国庫補助金	34,328	12,890	47,218
2 繰入金		114,492	3,210	117,702
	1 一般会計繰入金	114,492	3,210	117,702
3 繰越金		5,946	188,795	194,741
	1 繰越金	5,946	188,795	194,741
歳入	合計	154,766	204,890	359,656

4 諸 収 入		2,533,553	18,716	2,552,269
	1 県預金利息	570	△ 507	63
	2 貸付金元利収 入	2,532,982	15,478	2,548,460
	3 雑 入	1	3,745	3,746
5 債 債		211,200	△ 101,230	109,970
	1 県 債	211,200	△ 101,230	109,970
歳 入	合 計	2,899,519	122,381	3,021,900

歳 出

1 中小企業近代 化資金貸付事 業費		千円 2,899,519	千円 122,381	千円 3,021,900
	1 中小企業近代 化資金貸付事 業費	2,899,519	122,381	3,021,900
	歳 出 合 計	2,899,519	122,381	3,021,900

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の利率 方法	限度額 千円	起債の利率 方法
中小企業高度化 資金貸付金	211,200	%	109,970	%

計	211,200		109,970	
---	---------	--	---------	--

昭和62年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算  
昭和62年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に  
定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,120千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ499,499千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正  
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	
1 国庫支出金		62,612	△ 62,612	0
	1 国庫貸付金	62,612	△ 62,612	0
2 繰 入 金		41,924	△ 32,697	9,227
	1 一般会計繰入金	41,924	△ 32,697	9,227

3 繰越金	繰越金	105,090	93,918	199,008
	1 繰越金	105,090	93,918	199,008
4 諸収入		290,993	271	291,264
	3 雑収入	1	271	272
歳入合計		500,619	△ 1,120	499,499

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付事業費		千円 500,619	千円 △ 1,120	千円 499,499
	1 農業改良資金貸付事業費	500,619	△ 1,120	499,499
歳出合計		500,619	△ 1,120	499,499

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の利率方法	限度額	起債の利率方法
農業改良資金貸付金	千円 62,612	%	千円 0	%
計	62,612	/	0	/

昭和62年度鳥取県営林事業特別会計補正予算  
昭和62年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,671千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 311,189千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 1,595	千円 1,770	千円 3,365
	1 国庫補助金	1,595	1,770	3,365
2 財産収入		40,076	56,703	96,779
	1 財産売却収入	40,022	56,703	96,725
3 繰入金		176,106	△ 59,055	117,051
	1 一般会計繰入金	176,106	△ 59,055	117,051
4 繰越金		1,000	523	1,523
	1 繰越金	1,000	523	1,523

5 諸 収 入		46,083	△	3,612	42,471
	2 雑 入	45,983	△	3,612	42,371
歳 入	合 計	314,860	△	3,671	311,189

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費		千円 265,658	千円 △ 3,491	千円 262,167
	1 職 員 費	111,904	△ 10,641	101,263
	3 保育事業費	125,825	△ 750	125,075
	4 処分事業費	4,911	8,211	13,122
	6 管理事業費	17,602	△ 311	17,291
	2 公 債 費		49,202	△ 180
	1 公 債 費	49,202	△ 180	49,022
歳 出	合 計	314,860	△ 3,671	311,189

昭和62年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和62年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に

定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,775千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340,648千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 237,670	千円 △ 30,243	千円 207,427
	1 使用 料	237,670	△ 30,243	207,427
2 財 産 収 入		3	△ 3	0
	1 財 産 売 払 収 入	3	△ 3	0
3 繰 入 金		75,701	24,577	100,278
	1 一 般 会 計 繰 入 金	75,701	24,577	100,278
4 繰 越 金		1	111	112
	1 繰 越 金	1	111	112
5 諸 収 入		31,048	1,783	32,831
	1 雑 入	31,048	1,783	32,831

歳 入	合 計	344,423	△	3,775	340,648
-----	-----	---------	---	-------	---------

歳 出					
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 事 業 費		千円 182,518	△ 8,775	千円 178,743	
	1 事 業 費	182,518	△ 3,775	178,743	
	合 計	344,423	△ 3,775	340,648	

昭和62年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

昭和62年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 15,588	△ 13,144	千円 2,424
	1 国庫補助金	15,588	△ 13,144	2,424

2 繰 入 金	一般会計繰入金	9,155	△ 6,571	2,584
	1 繰 越 金	1	19,715	19,716
3 繰 越 金	1 繰 越 金	1	19,715	19,716
	合 計	91,373	0	91,373

昭和62年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計補正予算

昭和62年度鳥取県の漁港臨海土地造成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 債		千円 90,000	△ 10,000	千円 80,000
	1 県 債	90,000	△ 10,000	80,000



	1県	債	90,000	△	10,000	80,000
歳入	合計		90,000	△	10,000	80,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁港臨海土地造成事業費		90,000	△ 10,000	80,000
	1 漁港臨海土地造成事業費	90,000	△ 10,000	80,000
歳出	合計	90,000	△ 10,000	80,000

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の利率方法	限度額	起債の利率方法
漁港臨海土地造成事業費	千円 90,000	%	千円 80,000	%
計	90,000	/	80,000	/

昭和62年度鳥取県宮営駐車場事業特別会計補正予算  
昭和62年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定める

ところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 236,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 249,472千円とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	1 事業収入		12,503	△ 2,003	10,500
			千円 12,503	千円 △ 2,003	千円 10,500
2 繰入金	1 繰入金		1	480	481
			1	480	481
4 繰入金	1 一般会計繰入金		0	238,481	238,481
			0	238,481	238,481
歳入	合計		12,514	236,958	249,472

歳 出

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営駐車場事業費			12,514	236,958	249,472
			千円 12,514	千円 236,958	千円 249,472

1	県管駐車場管理費	12,514	236,958	249,472
歳出合計		12,514	236,958	249,472

昭和62年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算  
 昭和62年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92,455千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,696,272千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
 (地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金	千円	千円	千円
		398,576	△ 68,953	329,623
3	国庫支出金	1 負担金	△ 68,953	329,623
		583,800	△ 16,800	567,000
1	国庫補助金	583,800	△ 16,800	567,000
		583,800	△ 16,800	567,000

4	繰入金	589,349	△ 12,911	576,438
1	一般会計繰入金	589,349	△ 12,911	576,438
5	繰越金	1	664	665
1	繰越金	1	664	665
6	県債	217,000	△ 6,000	211,000
1	県債	217,000	△ 6,000	211,000
7	諸収入	0	11,545	11,545
1	雑収入	0	11,545	11,545
歳入合計		1,788,727	△ 92,455	1,696,272

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	流域下水道事業費	千円	千円	千円
		1,424,332	△ 87,905	1,336,427
		1,183,135	△ 34,402	1,148,733
2	流域下水道管理事業費	241,197	△ 53,503	187,694
2	公債費	364,395	△ 4,550	359,845
		364,395	△ 4,550	359,845
1	公債費	364,395	△ 4,550	359,845

歳 出 合 計	1,788,727	△ 92,455	1,696,272
---------	-----------	----------	-----------

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起債の利率方法	限 度 額	起債の利率方法
天神川流域下水 道事業費	千円 217,000	%	千円 211,000	%
計	217,000		211,000	

昭和62年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

昭和62年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,065千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ616,028千円とする。
- 第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 8,046	千円 8,345	千円 16,391

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入	1 使用料	1 財産売却収入	120,330	172,215	298,545
		2 財産運用収入	0	6,160	6,160
	3 繰 入 金	1 一般会計繰入金	227,715	△ 180,636	37,079
		2 雑 入	2	11	13
4 諸 収 入	1 雑 入	2	11	13	
歳 入 合 計			620,093	△ 4,065	616,028

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費	1 事業費	1 事業費	620,093	△ 4,065	616,028
		合計	620,093	△ 4,065	616,028
歳 出 合 計			620,093	△ 4,065	616,028

昭和62年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算  
昭和62年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次  
に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,383千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276,876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正  
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		千円 101,058	千円 △ 28,558	千円 72,500
	1 財産売却収入	101,058	△ 28,558	72,500
2 繰 入 金		209,701	△ 7,287	202,414
	1 一般会計繰入金	209,701	△ 7,287	202,414
3 諸 収 入		1,500	462	1,962
	1 雑 入	1,500	462	1,962
歳 入	合 計	312,259	△ 35,383	276,876

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県立学校水産実習船実習費		千円 312,259	千円 △ 35,383	千円 276,876
	1 県立学校水産実習船実習費	312,259	△ 35,383	276,876
歳 出	合 計	312,259	△ 35,383	276,876

昭和62年度鳥取県営電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和62年度鳥取県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和62年度鳥取県営電気事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間販売電力量	121,333,000 KWH	△ 4,138,000 KWH	117,195,000 KWH

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			

第1款 電気事業収益 1,252,973千円 80,607千円 1,333,580千円

第1項 営業収益	1,228,316千円	78,740千円	1,307,056千円
第3項 特別利益	0千円	1,867千円	1,867千円
	支	出	
第1款 電気事業費	1,216,592千円	95,617千円	1,312,209千円
第1項 営業費用	861,951千円	40,635千円	902,586千円
第3項 特別損失	28,563千円	54,982千円	83,545千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に次の起債を追加する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
昭和61年度電気事業費に充当	676,000千円	証券借入れ又は証券発行の資金運用部、よりのたたは、財政部又は一般の事業部が起債する。	10以内%	1) 償還期限は、借入年度から償還するまで、最長29年とする。2) 償還方法は、償還期間中に、償還し、繰上返済することとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	528,235千円	40,635千円	568,870千円

昭和62年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算(総則)

第1条 昭和62年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 昭和62年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文かつて書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額05,762千円は当年度分損益勘定留保資金44,548千円、繰越利益剰余金処分額21,567千円及び当年度利益剰余金処分額29,647千円で補正するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	49,110千円	△15,217千円	33,893千円
第1項 企業債	32,000千円	△10,000千円	22,000千円
第2項 建設助成金	17,100千円	△5,217千円	11,883千円
	支	出	
第1款 資本的支出	146,195千円	△16,540千円	129,655千円
第1項 建設改良費	65,400千円	△16,540千円	48,860千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条中「32,000千円」を「22,000千円」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

(1) 減債積立金 52,537千円 △1,328千円 51,214千円

昭和62年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和62年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和62年度鳥取県営埋立事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積	1ヘクタール	△0.4ヘクタール	0.6ヘクタール
(2) 境港外港竹内地区埋立地売却面積	13ヘクタール	△10ヘクタール	3ヘクタール

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 埋立事業収益	1,093,020千円	△207,092千円	885,928千円
第1項 営業収益	1,093,000千円	△207,092千円	885,908千円
支 出			
第1款 埋立事業費	1,265,779千円	11,492千円	1,277,271千円
第1項 営業費用	1,265,779千円	11,492千円	1,277,271千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつて書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,249,639千円は過年度分損益勘定留保資金 334,365千円、当年度分損益勘定留保資金 649,654千円及び繰越利益剰余金処分額265,620千円で補てんするものとする。」に改め資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	3,675,892千円	△1,329,000千円	2,346,892千円
第1項 企業債	3,528,000千円	△2,087,000千円	1,441,000千円
第2項 他会計からの長期借入金	597千円	758,000千円	758,597千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,682,245千円	△85,714千円	3,596,531千円
第2項 企業債償還金	2,087,429千円	△85,714千円	2,001,715千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中「3,528,000千円」を「1,441,000千円」に改める。

昭和62年度鳥取県営観光施設事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和62年度鳥取県営観光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和62年度鳥取県営観光施設事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正す

る。

(科 目)	収 入	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 観光施設事業収益	87,878千円	0千円	87,878千円		87,878千円
第3項 他会計からの借入金	50,346千円		△41,131千円		9,215千円
第4項 他会計からの長期借入金	0千円	41,131千円		41,131千円	41,131千円
第1款 観光施設事業費	149,195千円	△41,131千円	108,064千円		108,064千円
第3項 他会計からの借入金	50,346千円		△41,131千円		9,215千円
(資本的収入及び支出の補正)					
第4条 予算第4条本文かつて書を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。					
(科 目)	収 入	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	108,490千円	△400千円	108,090千円		108,090千円
第1項 他会計からの借入金	108,490千円		△108,490千円		0千円
第2項 他会計からの長期借入金	0千円	108,090千円		108,090千円	108,090千円
第1款 資本的支出	216,980千円	△108,890千円	108,090千円		108,090千円
第1項 建設改良費	710千円	△400千円	310千円		310千円
第3項 他会計からの借入金償還金	108,490千円		△108,490千円		0千円

昭和62年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和62年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和62年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間入院患者数	259,128人	533人	259,661人
(3) 年間外来患者数	374,780人	22,910人	397,690人
(4) 一日平均入院患者数	708人	1人	709人
(5) 一日平均外来患者数	1,258人	76人	1,334人
(6) 主要な建設改良事業 中央病院熱源駆換改良工事	263,000千円	△5,418千円	257,582千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	9,354,675千円	103,831千円	9,458,506千円		9,458,506千円
第1項 医業収益	8,422,994千円	106,832千円	8,529,826千円		8,529,826千円
第2項 医業外収益	906,079千円	△4,387千円	901,692千円		901,692千円
第3項 特別利益	25,602千円	1,388千円	26,988千円		26,988千円

支 出

第1款 病院事業費	9,863,297千円	145,140千円	10,008,437千円
第1項 医業費用	9,202,866千円	148,783千円	9,351,649千円
第2項 医業外費用	382,092千円	△ 5,029千円	377,063千円
第3項 特別損失	278,339千円	1,386千円	279,725千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 411,232千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入	2,711,742千円	△31,771千円	2,679,971千円
第1項 出資金	714,488千円	△ 2,075千円	712,413千円
第2項 他会計からの借入金	1,448,254千円	△24,696千円	1,423,558千円
第3項 企業債	549,000千円	△25,000千円	524,000千円
第4項 補助金	0千円	20,000千円	20,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,098,278千円	△ 7,075千円	3,091,203千円
第1項 建設改良費	899,841千円	△ 6,232千円	893,609千円
第2項 企業債償還金	420,255千円	△ 843千円	419,412千円

(たな卸資産の購入限度額の補正)

第5条 予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額 2,900,318千円を 3,070,898千円に改める。

鳥取県告示第五百六十一号

昭和六十三年二月定例県議会で三月十八日議決された昭和六十三年度鳥取県一般会計予算、昭和六十三年度鳥取県用品調達等集中管理理業特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県宮内管境港水産施設事業特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和六十三年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算、昭和六十三年度鳥取県電気事業会計予算、昭和六十三年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、昭和六十三年度鳥取県管埋立事業会計予算、昭和六十三年度鳥取県宮内管境観光施設事業会計予算及び昭和六十三年度鳥取県宮内管境事業会計予算は、次のとおりである。

昭和六十三年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



昭和63年度鳥取県一般会計予算

昭和63年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 274,457,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(資金に係る共済費を除

く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 県 税	1 県 民 税	11,112,110
	2 事 業 税	11,893,677
	3 不 動 産 取 得 税	1,760,462
	4 県 た ば こ 消 費 税	1,559,917
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	431,546
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	3,288,574
	7 自 動 車 税	5,104,702
	8 銃 区 税	2,415
	9 狩 猟 者 登 録 税	15,368
	10 自 動 車 取 得 税	1,963,723
	11 軽 油 引 取 税	3,443,067

2 地方譲与税	12 入 猟 税	11,214	1 国庫負担金	22,651,329	
	1 地方道路譲与税	2,214,688		2 国庫補助金	48,104,015
	2 石油ガス譲与税	167,938		3 委託金	766,373
3 地方交付税	3 航空機燃料譲与税	4,646	8 財産収入	1,296,437	
		90,200,000		1 財産運用収入	548,245
	1 地方交付税	90,200,000		2 財産売却収入	748,192
4 交通安全対策特別交付金		351,360	9 寄附金	61,269	
	1 交通安全対策特別交付金	351,360		1 寄附金	61,269
5 分担金及び負担金		4,524,848	10 繰入金	2,152,083	
	1 分担金	1,388,224		1 特別会計繰入金	748,593
	2 負担金	3,136,624		2 基金繰入金	1,403,490
6 使用料及び手数料		4,604,801	11 繰越金	100,000	
	1 使用料	3,636,077		1 繰越金	100,000
	2 手数料	968,724			
7 国庫支出金		71,521,717	12 諸収入	25,451,404	
				1 延滞金、加算金及び過料	86,202
				2 県預金利子	126,911

13 県 債	入 債	3 公営企業貸付金元利収入	1,929,848	3 民 生 費	3 徴 税 費	1,728,088
		4 貸付金元利収入	19,668,100		4 市町村振興費	502,686
		5 受託事業収入	288,051		5 選挙費	40,651
		6 収益事業収入	875,557		6 防災費	147,529
		7 利子割精算金収入	4,437		7 統計調査費	275,258
		8 雑 入	2,472,298		8 人事委員会費	101,165
		合 計	274,457,000		9 監査委員費	110,218
		1 県 債	31,391,618			17,149,139
歳 入				1 社 会 福 祉 費	9,049,278	
歳 出				2 児 童 福 祉 費	5,573,805	
款	項	金 額		3 生 活 保 護 費	2,517,617	
1 議 会 費	1 議 会 費	795,526		4 災 害 救 助 費	8,439	
		千円				
		795,526				
2 総 務 費	1 議 会 費	795,526	4 衛 生 費		7,754,659	
		13,077,268				
	1 總 務 管 理 費	9,018,075			1 公 衆 衛 生 費	2,138,862
	2 企 画 費	1,158,613			2 環 境 衛 生 費	844,449
					3 保 健 所 費	1,407,945

5 勞 働 費	4 医 藥 費	3,363,403	8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	366,600
	1 勞 政 費	1,164,981		2 道 路 橋 り よ う 費	28,529,175
	2 職 業 訓 練 費	348,805		3 河 川 海 岸 費	19,494,572
	3 失 業 対 策 費	558,472		4 港 灣 費	7,917,384
	4 勞 働 委 員 会 費	159,840		5 都 市 計 画 費	4,888,178
		97,864		6 住 宅 費	3,259,818
		43,827,079			11,495,940
	1 農 業 費	8,592,708		1 警 察 管 理 費	10,287,268
	2 畜 産 業 費	2,636,999		2 警 察 活 動 費	1,208,672
	3 農 地 費	17,950,969			54,460,644
4 林 業 費	9,445,995	1 教 育 総 務 費	3,314,623		
5 水 産 業 費	5,200,408	2 小 学 校 費	19,520,082		
7 商 工 費		20,664,240	3 中 学 校 費	10,967,980	
	1 商 業 費	9,990,100	4 高 等 学 校 費	14,737,607	
	2 工 鉱 業 費	10,300,356	5 特 殊 学 校 費	2,678,036	
	3 観 光 費	373,784			
6 農 林 水 産 業 費					

11 災 害 復 旧 費	6 社 会 教 育 費	2,629,961
	7 保 健 体 育 費	612,355
12 公 債 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	8,120,345
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,105,892
13 諸 支 出 金	1 公 營 企 業 支 出 金	5,014,453
	2 利 子 割 交 付 金	29,881,878
14 予 備 費	1 公 債 費	29,881,878
	1 公 營 企 業 支 出 金	29,881,878
	2 利 子 割 交 付 金	149,271
	3 娛 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	385,776
	4 自 動 車 取 得 税 交 付 金	149,637
合 計	5 利 子 割 精 算 金	1,305,876
	1 子 備 費	19,014
歳 出	合 計	100,000
歳 出	合 計	100,000
歳 出	合 計	274,457,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 総務費	1 総務管理費	文書館建設費	594,265	63	225,946
				64	347,365
10 教育費	6 社会教育費	中央図書館建設費	3,647,900	63	1,327,070
				64	2,122,540
				65	198,290
				65	20,954

第3表 債務負担行為  
新規

事項	項	期 間	限 度	額
看護学生等修学資金貸付金		昭和63年度から昭和65年度まで		10,848 千円
中小企業設備貸与事業に関する損失補償		昭和63年度から昭和75年度まで		

財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、備総額550,000千円を限度として、当該設備の貸与にかかるとして、当該回収不能により生じた損失金額の回収不能により生じた損失金額

農業近代化資金 利子補給	昭和63年度から 昭和69年度まで	融資総額 1,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の1.5/100に相当する金額	昭和63年度から 昭和83年度まで	融資総額 7,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の3.55/100に相当する金額
財団法人鳥取県農業 開発公社借入金損失 補償	昭和63年度から 損失補償契約に 定められたり、 より損失の属する 年度	損失補償元本 410,000千円について期限 に達し、借入金損失の発生を認め、 融資総額 1,000,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の1.5/100に相当する金額	昭和63年度から 昭和64年度まで	昭和63年度における果樹災害につ いて、鳥取県果実同組合連合会が 5,700千円に相当する金額
水田裏作促進対策事 業補助	昭和63年度から 昭和64年度まで	171,085	昭和63年度から 昭和65年度まで	1,050,000
広域営農団地農道整 備事業鳥取地区見原 トノネル工事	昭和63年度から 昭和64年度まで	29,767	昭和63年度から 昭和64年度まで	200,000
財団法人鳥取県造林 公社借入金損失補償	昭和63年度から 損失補償契約に 定められたり、 より損失の属する 年度	損失補償元本 676,043千円について期限 に達し、借入金損失の発生を認め、 融資総額 1,000,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の1.5/100に相当する金額	昭和63年度から 昭和64年度まで	200,000
漁業近代化資金利子 補給	昭和63年度から 昭和82年度まで	融資総額 1,100,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の3.5/100 に相当する金額	昭和63年度から 昭和64年度まで	180,000
漁業経営維持安定資 金利子補給	昭和63年度から 昭和71年度まで	融資総額 200,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の2.65/100に相 当する金額	昭和63年度から 昭和64年度まで	200,000
漁業経営再建資金利 子補給	昭和63年度から 昭和74年度まで	融資総額 200,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の3.2/100に相 当する金額	昭和63年度から 昭和65年度まで	融資総額 300,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の2/100に相当 する金額
一般国道431号道路 改良事業用地購入費	昭和63年度から 昭和67年度まで	688,700	昭和63年度から 昭和67年度まで	392,400
主要地方道米子増港 線道路改良事業用地 購入費	昭和63年度から 昭和67年度まで	117,000	昭和63年度から 昭和67年度まで	117,000
一般国道179号道路 改良工事のうちトノ ネル工事	昭和63年度から 昭和64年度まで	200,000	昭和63年度から 昭和64年度まで	200,000
主要地方道倉吉江府 江口線道路改良工事 のうち大江と線橋工 事	昭和63年度から 昭和64年度まで	200,000	昭和63年度から 昭和64年度まで	200,000

第4表 地方債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文 書 費	千円 169,000	は法用の 用途のす て又合の を延て 証書より 郵政借入 の事を都 部額を延 てるたに は、郵政 借入の事 業都額は に入行の 資金を借 入る。又 証書の郵 政借入の 金は、郵 政借入の 事による ものである。 また、郵 政借入の 金は、郵 政借入の 事による ものである。	10以内 %	1借す長 き、償還 は、償還 期間、償 還は、償 還期間、 償還は、 償還期間 に及ぶ。 また、償 還は、償 還期間、 償還は、 償還期間 に及ぶ。 また、償 還は、償 還期間、 償還は、 償還期間 に及ぶ。
企画総務費	50,000	同上	同上	同上
環境保全費	38,000	同上	同上	同上
畜産振興費	43,000	同上	同上	同上
土地改良費	2,105,000	同上	同上	同上
開墾及び開拓事業費	138,000	同上	同上	同上
農地防災事業費	44,000	同上	同上	同上
林道費	446,000	同上	同上	同上

  

一般国道吉東伯總 橋りょう架換工事 (宮橋上部工)	昭和63年度から 昭和64年度まで	261,360	
一般国道431号橋り ょう架換工事(宮橋 上部工)	昭和63年度から 昭和65年度まで	750,000	
小規模河川改修工事 のうち、大橋上部工 と大橋架換工事	昭和63年度から 昭和64年度まで	102,000	
河川激甚災害対策特 別緊急事業橋津川改 良工事のうち、堰の改 築工事	昭和63年度から 昭和65年度まで	1,200,000	
公営住宅建設事業	昭和63年度から 昭和64年度まで	552,859	
地域特別分譲住宅購 入資金利子補給	昭和63年度から 昭和69年度まで	50,754	
地域優良木造住宅購 入資金利子補給	昭和63年度から 昭和69年度まで	9,581	
警察職員住宅賃貸借 料	昭和63年度から 昭和77年度まで		当該物件を取得するため に要した資金の元利償還 金に相当する金額39,292 千円並びに同物件にかか る公租公課の合計額に相 当する金額
育英奨学生貸付金	昭和68年度から 昭和70年度まで	96,624	
進学奨励資金貸付金	昭和63年度から 昭和68年度まで	334,620	

治山山費	588,000	同	上	同上	同上	同上	同上
漁港建設費	414,000	同	上	同上	同上	同上	同上
沿岸漁場整備開発費	161,000	同	上	同上	同上	同上	同上
水産試験研究機関整備費	460,000	同	上	同上	同上	同上	同上
道路橋りよう総務費	458,000	同	上	同上	同上	同上	同上
道路維持費	1,053,000	同	上	同上	同上	同上	同上
道路新設改良費	2,677,000	同	上	同上	同上	同上	同上
橋りよう新設改良費	273,000	同	上	同上	同上	同上	同上
河川総務費	280,000	同	上	同上	同上	同上	同上
河川改良費	3,679,000	同	上	同上	同上	同上	同上
砂防費	2,730,000	同	上	同上	同上	同上	同上
海岸保全費	160,000	同	上	同上	同上	同上	同上
港湾建設費	927,000	同	上	同上	同上	同上	同上
境港管理組合費	53,000	同	上	同上	同上	同上	同上
空港費	1,027,000	同	上	同上	同上	同上	同上
街路事業費	325,000	同	上	同上	同上	同上	同上
公園費	336,000	同	上	同上	同上	同上	同上
公営住宅建設事業費	704,000	同	上	同上	同上	同上	同上
警察施設費	32,000	同	上	同上	同上	同上	同上
交通指導取締費	83,000	同	上	同上	同上	同上	同上
高等学校施設設備整備費	445,000	同	上	同上	同上	同上	同上
図書館費	995,000	同	上	同上	同上	同上	同上
治山施設災害復旧費	33,000	同	上	同上	同上	同上	同上
治山施設等災害関連事業費	28,000	同	上	同上	同上	同上	同上
漁港施設災害復旧費	33,000	同	上	同上	同上	同上	同上
建設災害復旧費	1,328,000	同	上	同上	同上	同上	同上
港湾災害復旧費	63,000	同	上	同上	同上	同上	同上
直轄道路事業費	1,732,000	同	上	同上	同上	同上	同上
直轄河川事業費	540,000	同	上	同上	同上	同上	同上
直轄海岸保全事業費	96,000	同	上	同上	同上	同上	同上
直轄砂防事業費	270,000	同	上	同上	同上	同上	同上
直轄ダム事業費	40,000	同	上	同上	同上	同上	同上



直轄港湾事業費	30,000	同	上	同	上
直轄災害復旧費	374,000	同	上	同	上
特定資金公共事業債	5,931,618	同	上	同	上
計	31,391,618				

昭和63年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和63年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ886,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 事業収入		千円 884,568
	1 用品調達事業収入	606,346
	2 自動車管理事業収入	10,988
	3 集中管理事業収入	267,239

2 繰越	金額	1,572
	繰越金額	1,572
歳入	合計	886,140

歳出	款	項	金額
1 事業費	千円 877,740	1 用品調達事業費	599,816
		2 自動車管理事業費	10,984
		3 集中管理事業費	266,940
		合計	877,740
2 諸支出金	8,400	1 繰越	8,400
		合計	886,140

昭和63年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和63年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,383,419千円と定め

る。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	3,343,110
	1 繰 越 金	40,309
合 計		3,383,419

歳 出

款	項	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,331,916
	1 債 還 金	1
2 諸 支 出 金		1

3 予 備 費	51,502	
	1 予 費 備	51,502
歳 出 合 計	3,383,419	

昭和63年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和63年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100,002千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 6,300
	1 国庫貸付金	6,300
2 繰入金		3,867
	1 一般会計繰入金	3,867
3 繰越金		4,096
	1 繰越金	4,096
4 諸収入		85,739
	1 貸付金元利収入	84,422
	2 雑収入	1,317
歳入	合計	100,002

歳出

款	項	金額
1 母子福祉資金貸付事業費		千円 100,002
	1 母子福祉資金貸付事業費	100,002
歳出	合計	100,002

第2表 債務負担行為

事項	期	間	限度額
修学資金等貸付金	昭和63年度から昭和67年度まで		千円 81,519

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 6,300	政府の定める方法による。	無利子%	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	6,300			

昭和63年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和63年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,987千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第87号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債

務負担行為による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額	
1 繰越	繰越金	16,858 千円	
		1 繰越金	16,858
		2 諸収入	50,129
2 諸収入	貸付金元利収入 雑収入	49,718	
		1 貸付金元利収入	49,718
		2 雑収入	411
歳入	合計	66,987	

歳 出

款	項	金額
1 寡婦福祉資金貸付事業費	寡婦福祉資金貸付事業費	66,987 千円
		1 寡婦福祉資金貸付事業費
歳出	合計	66,987

第2表 債務負担行為

事項	期 間	限 度	額
修学資金等貸付金	昭和63年度から昭和66年度まで		10,680 千円

昭和63年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和63年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,042,512千円と定めらる。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金	国庫補助金	41,466 千円
		1 国庫補助金

2	繰 入 金	1 一般会計繰入金		159,544
3	繰 越 金	1 繰越金		53,915
4	諸 収 入	1 県預金利子		852
		2 貸付金元利収入		2,604,514
		3 雑 入		1
		合 計		2,605,367
5	県 債	1 県 債		182,220
		合 計		182,220
歳 出		合 計		3,042,512
1	中小企業近代化資金貸付事業費	1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 3,042,512
		合 計		3,042,512

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 182,220	中小企業事業団の定める方法による。	4.3以内%	中小企業事業団業務方法書に基づき、都道府県に付する資金に付し、第5条に定める。
計	182,220			

昭和63年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和63年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500,498千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 47,492
	1 国庫貸付金	47,492
2 繰入金		34,243
	1 一般会計繰入金	34,243
3 繰越金		162,756
	1 繰越金	162,756
4 諸収入		256,007
	1 貸付金元利収入	256,005
	2 県預金利子	1
	3 雑収入	1
歳入合計		500,498
歳出		
款	項	金額
1 農業改良資金貸付事業費		千円 500,498
	1 農業改良資金貸付事業費	500,498

歳出合計	金額
500,498	

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 47,492	政府の定める方法による。	無利子 <sup>%</sup>	農業改良資金助成法に定める方法による。
計	47,492			

昭和63年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

昭和63年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 2,400
	1 一般会計繰入金	2,400

2 繰越金	入	1 繰越金	39,440
		1 貸付金元利収入	70,560
		2 県預金利息	1
3 諸収入	入	3 雑収入	1
		合計	112,400

歳出	款	項	金額
1 林業改善資金貸付事業費	1 林業改善資金貸付事業費	112,400	
		合計	112,400

昭和63年度鳥取県営林事業特別会計予算  
 昭和63年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ310,122千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
 (地方債)  
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
 歳入

1 国庫支出金	1 国庫補助金	4,872	
		千円	
2 財産収入	1 財産売払収入	28,506	
		2 財産運用収入	54
			3 繰入金
4 繰越金	1 一般会計繰入金	165,492	
		1 繰越金	1,000

歳 入		合計	310,122
5 諸	1 受託事業収入		100
	2 雑 入		37,152
6 県	1 県 債		73,000
	歳 入 合 計		310,122
歳 出			
1 県 営 林 事 業 費	項 目	金額	千円
			260,954
		1 職 員 費	99,571
		2 保 育 事 業 費	136,990
		3 地 分 事 業 費	6,973
		4 公有林野分収造林事業費	100
		5 管 理 事 業 費	17,320
2 公 債 費	1 公 債 費		49,168
			49,168

  

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県 営 林 事 業 費	千円 73,000	は法用のす 又方のす 入の資入す 券発行の 借りたは 部より、政 に部、よのし、政の債額部りて 他たは具り又は度は一纏する るたは具り又は度は一纏する たは具り又は度は一纏する に全額年度に償する とがで	10以内 %	35償す 償す県 他の年 他年延 す年延 入す15 年。政 後。政 借入す
計	73,000			は償す 償すは 又。償 は。償 は。償 は。償 は。償 は。償 は。償

昭和63年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和63年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ408,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入



歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫補助金	20,270 千円
2 使用料及び手数料	1 使用料	218,983
3 繰入金	1 一般会計繰入金	96,076
4 繰入金	1 繰入金	1
5 雑収入	1 雑収入	32,715

6 県	債	金額
	1 県債	40,000
歳入	合計	408,045

歳 出

款	項	金額
1 事業費	1 事業費	239,864 千円
2 公債費	1 公債費	168,181
	合計	408,045

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営境港水産施設事業費	千円 40,000	は法用、又は地方債の発行に用い、又は他の方法により起債する。また、合符の債額を延滞し、又は繰り上げ返済し、又は他の方法により起債する。また、他の方法により起債する。また、他の方法により起債する。また、他の方法により起債する。	10以内%	1) 償還期間、償還方法、償還額、償還条件その他、借入年度から1年後、2年後、3年後、その他の償還方法とする。償還期限及び償還額、償還方法を定める。

		とが べて 起債 する こと が でき る。	*	又 は 償 還 期 間 中 で あ つ て も 短 縮 し は 線 上 延 長 し 、 又 は い え き な 借 入 を 行 換 え る こ と と す る も と す る
計	40,000			

昭和63年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

昭和63年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,369千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 16,080
	1 国 庫 補 助 金	16,080
2 繰 入 金		
		9,382

歳 入	合 計	91,369
3 繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,382
	1 繰 越 金	1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	65,954
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 収 入	1
	合 計	91,369

歳 出	合 計	91,369
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	千円 91,369
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	91,369
合 計		91,369

昭和63年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計予算  
昭和63年度鳥取県の漁港臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ225,925千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	入 金	項	金 額
			1 一 般 会 計 歳 入 金	
1 繰 入	金		1 一 般 会 計 歳 入 金	2,925
			2 県 債	223,000
			合 計	225,925
歳 出				
1 漁港臨海土地造成事業				千円
				223,000

歳 出	公 債 費	合 計	
		1 公 債 費	225,925
1 漁港臨海土地造成事業費			223,000
2 公 債 費	2,925		
		1 公 債 費	2,925
合 計		225,925	

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港臨海土地造成事業費	千円 223,000	は、用途の別、公債の発行、又組合の委託による。また、地方債の償還に際しては、公債の発行に代り、地方債の償還に際しては、公債の発行によるものとすることができる。	10以内%	1 借入期間、償還期間、利率、償還の方法等は、各債の起債通知書に定める。2 償還の方法は、借入期間中に、毎年償還し、繰上り償還を要するものとする。
計	223,000			

昭和63年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算  
 昭和63年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,161,075千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円
		222,605
2 使用料及び手数料	1 負担金	222,605
	1 使用料	1
3 国庫支出金		252,000
	1 国庫補助金	252,000

4 繰入	繰入金	582,129
	1 一般会計繰入金	582,129
5 繰越	繰越金	1
	1 繰越金	1
6 諸収	諸収入	10,339
	1 雑収入	10,339
7 県債	県債	94,000
	1 県債	94,000
歳入	合計	1,161,075

款	項	金額
1 流域下水道事業費		千円
		795,460
	1 流域下水道建設事業費	560,519
	2 流域下水道管理事業費	234,941
2 公債		365,615
	1 公債	365,615





歳 出	款	項	金 額
1	県立学校農業実習費		千円 126,878
		1 県立学校農業実習費	126,878
	歳 出	合 計	126,878

昭和63年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和63年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ232,960千円と定める。
  - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 3,500
	1 国 庫 委 託 金	3,500
2 財 産 収 入		32,664

歳 入	款	項	金 額
3 繰 入 金			194,655
		1 一 般 会 計 繰 入 金	194,655
4 諸 収 入			2,141
		1 雑 収 入	2,141
	歳 入	合 計	232,960

歳 出

款	項	金 額	
1 県立学校水産実習船実習費		千円 232,960	
	1 県立学校水産実習船実習費	232,960	
	歳 出	合 計	232,960

昭和63年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

昭和63年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算による。  
第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,000
	1 負担金	1,000
2 繰 入 金		1,000
	1 一般会計繰入金	1,000
歳 入	合 計	2,000

款	項	金額
1 中海地区新産業都市建設協議会費		千円 2,000
	1 中海地区新産業都市建設協議会費	2,000
歳 出	合 計	2,000

昭和63年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和63年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところに

よる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 138,458,000KWH
- (2) 新幡郷発電所建設事業費 1,901,208千円
- (3) 袋川発電所調査費 500千円
- (4) 若桜発電所調査費 5,000千円
- (5) 河原発電所調査費 5,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- |            |             |
|------------|-------------|
| 収          | 入           |
| 第1款 電気事業収益 | 1,708,284千円 |
| 第1項 営業収益   | 1,588,287千円 |
| 第2項 営業外収益  | 125,047千円   |
| 支          | 出           |
| 第1款 電気事業費  | 1,623,576千円 |
| 第1項 営業費用   | 1,033,009千円 |
| 第2項 営業外費用  | 590,567千円   |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 269,973千円は過年度分損益勘定留保資金 203,973千円及び繰越利益剰余金処分額66,000千円で補てんするものとする。)

収 入



第1款 資本的収入	1,901,010千円
第1項 企業債	1,901,000千円
第2項 建設収入	10千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,170,983千円
第1項 建設改良費	1,951,708千円
第2項 企業債償還金	219,275千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	1,901,000千円	又方証券発行の全額を郵政省に借り入れ、また、事業部債の全部又は一部を延滞して起債することとする。ただし、政省に借り入れ、また、事業部債の全部又は一部を延滞して起債することとする。	10以内%	借入年度から1年を超えない範囲で償還する。政省に借り入れ、また、事業部債の全部又は一部を延滞して起債する場合は、償還期限を短縮し、償還期間を延長し、償還方法を繰上り償還し、繰上り償還は、繰上り償還することとする。
昭和62年度電気事業費に充当	957,000	同上	同上	同上

計	2,858,000			
---	-----------	--	--	--

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 541,813千円

(2) 交際費 400千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち、66,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 66,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

昭和63年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和63年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 20,288,000立方メートル  
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 325,408千円  
第1項 営業収益 320,941千円  
第2項 営業外収益 4,467千円

支 出

第1款 工業用水道事業費 279,713千円  
第1項 営業費用 239,358千円  
第2項 営業外費用 40,355千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額91,523千円は当年度分損益勘定留保資金42,875千円、繰越利益剰余金処分額11,830千円及び当年度利益剰余金処分額36,818千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 0千円

支 出

第1款 資本的支出 91,523千円  
第1項 建設改良費 12,000千円  
第2項 企業償還金 59,523千円  
第3項 他会計からの長期借入金償還金 20,000千円  
(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、42,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 110,556千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち、11,830千円及び当年度利益剰余金のうち36,818千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金 48,648千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

昭 和 63 年 度 鳥 取 県 管 理 立 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第1条 昭和63年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 1ヘクタール  
(2) 境港外港昭和地区埋立地売却面積 1ヘクタール  
(3) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 5.3ヘクタール  
(4) 境港外港竹内地区埋立事業費 1,574,764千円  
(収益的収入及び支出)



昭和63年度鳥取県営観光施設事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和63年度鳥取県営観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 皆生温泉公園利用人員 82,000人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 観光施設事業収益 79,495千円

第1項 営業収益 38,785千円

第2項 営業外収益 249千円

第3項 他会計からの借入金 40,461千円

支 出

第1款 観光施設事業費 135,378千円

第1項 営業費用 82,666千円

第2項 営業外費用 12,251千円

第3項 他会計からの借入金償還金 40,461千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 108,810千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 108,810千円

第1項 他会計からの借入金 108,810千円

支 出

第1款 資本的支出 217,620千円

第1項 建設改良費 530千円

第2項 企業債償還金 108,280千円

第3項 他会計からの借入金償還金 108,810千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、153,000千円と定める。

昭和63年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和63年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 748床

(2) 年間入院患者数 259,515人

(3) 年間外来患者数 394,568人

(4) 一日平均入院患者数 711人

(5) 一日平均外来患者数 1,333人

(6) 主要な建設改良事業 医療機器備品 274,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款 病院事業収益	9,911,043千円		
第1項 医業収益	8,988,190千円		
第2項 医業外収益	922,853千円		
支 出			
第1款 病院事業費	9,911,190千円		
第1項 医業費用	9,528,006千円		
第2項 医業外費用	381,983千円		
第3項 特別損失	6,201千円		
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 440,752千円は過年度分損益勘定留保資金 440,752千円で補てんするものとする。)			
収 入			
第1款 資本的収入	1,754,568千円		
第1項 出 資 金	482,396千円		
第2項 他会計からの借入金	1,054,167千円		
第3項 企 業 債	268,000千円		
支 出			
第1款 資本的支出	2,195,315千円		
第1項 建設改良費	305,261千円		
第2項 企業債償還金	462,676千円		
第3項 他会計からの借入金償還金	1,427,378千円		
(企業債)			

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	千円 268,000	又方、その全部額を、 事業都府の債部 事務債部として 起債し、政令で 定められた事項 に供し、政令で 定められた事項 に供し、政令で 定められた事項 に供する。 又は、政令で 定められた事項 に供し、政令で 定められた事項 に供する。	10以内 %	償還の方法は、 償還期間の 開始から、 1年以内、 1年を単位 として、 毎年度、 10%以内 の範囲内 に、償還 する。 又は、 償還期間 の開始 から、 1年以内 の範囲 内に、 償還 する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,011,939千円

(2) 交 際 費 300千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 198,176千円

(2) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 9,964千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,146,541千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	R I 診断装置	一 式